

教育委員会会議録

令和元年10月18日(金) 午前10時00分 開会
午前10時45分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

長谷川洋教育長、廣美里委員、大須賀憲太委員、広沢憲治委員、伊藤志のぶ委員
佐々憲一委員

3 説明のため出席した職員

新村和昭事務局長、横井英行次長兼管理部長、小林整次学習教育部長
川村雄司生涯学習監、山田知子総合教育センター所長、稲垣直樹総務課長
稲垣宏恭教育企画課長、宮川俊行財務施設課長、中田勝徳教職員課長
稲葉均福利課長、大道伊津栄生涯学習課長、小島寿文高等学校教育課長
伊藤克仁義務教育課長、鈴木能成特別支援教育課長、木村誠保健体育課長
高橋亮太文化財保護室長、伊藤尚巳総務課主幹、高井俊直教職員課主幹
土方宗広教職員課主幹、西田勝憲教職員課主幹、太田佳永子総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

長谷川教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項(2)令和元年秋の叙勲候補者の内定について、報告事項(3)令和元年度愛知県表彰条例による表彰受賞者の決定について及び報告事項(7)公立学校教員の懲戒処分については、人事案件のため、非公開にて報告を受けることとした。

(1) 令和元年9月定例県議会の概要について

稲垣総務課長が、令和元年9月定例県議会の概要について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

(2) 令和元年秋の叙勲候補者の内定について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

(3) 令和元年度愛知県表彰条例による表彰受賞者の決定について

非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

- (4) 行政処分取消等請求事件について
中田教職員課長が、行政処分取消等請求事件について報告。
長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。
- (5) 2020年度愛知県公立学校教員採用選考試験の実施状況について
中田教職員課長が、2020年度愛知県公立学校教員採用選考試験の実施状況について報告。
長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。
- (6) 第13回愛知県教育委員会教職員表彰式について
中田教職員課長が、第13回愛知県教育委員会教職員表彰式について報告。
長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。
- (7) 公立学校教員の懲戒処分について
非公開において報告されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

6 請願

請願第8号 県内学校での「火の舞トーチ」について、即刻中止、今後も中止をもとめる請願

長谷川教育長が各委員に諮り、「賛成者なし」により本請願は不採択とされた。
〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(佐々委員)

現在、県内の小中学校において、火を点けてのトーチトワリングを行っている学校はどれくらいあるのか。

(伊藤義務教育課長)

今回の事件を受けて、県教育委員会では、トーチトワリング実施校等の状況を把握するため、実施校数について、名古屋市を除く市町村教育委員会に照会を行った。

火を点けてトーチトワリングを行っている小学校は297校、約42%、中学校は132校、約43%であった。

(佐々委員)

火を点けたトーチトワリングについて、どのような指導計画を立て、どのような安全配慮を行っているのか。

また、今後、県教育委員会としてはどのように対応していくのか。

(伊藤義務教育課長)

学校では、学習指導要領に基づき野外活動などの学校行事を年間指導計画に位置づけている。

また、野外活動については、ねらいを決め、ねらいを達成するためにはどんな内容が必要か、どんな手法を用いるのかを全職員で共通理解し、一体となって指導している。その中で、火を点けたトーチトワリングを行う場合、トーチトワリングのねらいや練習計画を児童生徒、保護者に説明し理解していただくとともに、具体的な安全対策として事前の現地踏査や校内での予行

を行い、安全の確認を経た上で実施している。また、火を使う代わりとして、蛍光塗料を使ったトーチにするなど、工夫改善をしながら活動を行っている学校も多い。

県教育委員会としては、野外活動について安全に実施されるよう指導しているが、今回の事件を受け、各学校がより安全に配慮した教育活動についての意識を持つことができるよう文書を通知するなど考えている。

7 議案

第25号議案 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正について
中田教職員課長が、地方公務員法の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要があるため、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正について請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

8 協議題

なし

9 その他

なし

10 教育長職務代理者の指名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により、長谷川教育長が広沢委員を教育長職務代理者に指名した。

11 特記事項

- (1) 長谷川教育長が今回の会議録署名人として佐々委員を指名した。
- (2) 宮崎邦彦氏から、県内学校での「火の舞トーチ」について、即刻中止、今後とも中止をもとめる請願について口頭陳述したい旨の申し出があり、長谷川教育長が、前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。
- (3) 10月26日付けで委員を退任する廣委員から退任のあいさつがあった。
- (4) 傍聴人 2名